（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

令和4年3月24日

堺市長　永　藤　英　機

（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業
特定事業の選定について

第1 事業概要

1. 事業名称

（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

2. 事業に供される公共施設

（仮称）堺市立第1学校給食センター（以下「給食センター」という。）

3. 施設の管理者

堺市長　　永藤　英機

4. 事業の目的

堺市（以下「市」という。）では、『全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方』に基づき、給食センター方式による全員喫食制の中学校給食を実施するため、O157堺市学童集団下痢症の発生を教訓として安全安心な学校給食を提供することを第一に、給食センターの新設を行うことにした。

また、学校給食の役割・教育的意義を踏まえ、小中一貫した食育を推進することにした。

本事業は、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を事業者が一貫して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し実施するものである。

5. 事業の概要

事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

（1） 施設整備業務

ア　事前調査業務
イ　施設整備に伴う各種申請業務
ウ　市が行う交付金申請の支援業務
エ　設計業務
オ　建設業務
カ　工事監理業務
キ　調理設備設置業務
ク　調理備品調達業務
ケ　食器・食缶等調達業務
コ　事務備品調達業務
サ　配送車両調達業務
シ　引渡し業務
ス　その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務

（2）開業準備業務

（3）維持管理業務

ア　建築物保守管理業務
イ　建築設備保守管理業務
ウ　外構施設保守管理業務
エ　調理設備保守管理業務
オ　事務備品保守管理業務
カ　清掃業務
キ　警備業務
ク　長期修繕計画作成業務
ケ　その他維持管理業務の実施に伴い必要となる業務

（4）運営業務

ア　食材検収補助・保管業務
イ　調理業務
ウ　配送・回収業務
エ　洗浄・消毒等業務
オ　配膳業務
カ　廃棄物処理業務
キ　運営備品保守管理業務
ク　配送車両維持管理業務
ケ　衛生管理業務
コ　食育等支援業務
サ　その他運営業務の実施に伴い必要となる業務

6. 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設（新たに設置する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構施設等を含むすべての施設をいう。以下同じ。）の整備等を行い、竣工後は市に本施設の所有権を移転し、事業者が維持管理・運営等を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

7. 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

（１）事業契約締結　　令和4年12月
（２）施設整備期間　　令和5年1月～令和7年3月（27か月間）
（３）本施設の所有権移転　令和7年3月
（４）開業準備期間　　令和7年4月～令和7年5月（2か月間）
（５）維持管理・運営期間　令和7年6月～令和22年3月（14年間10か月）

第2 本事業を自ら実施する場合とPFI方式により事業者が実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2. 評価の方法

（1） 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

（2） 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

3. 定量的評価（市財政負担額の縮減）

（1） 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

（2） 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較した結果、約9.03％の公共負担額の削減効果が認められた。

表　市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤SPC 管理運営費 ⑥アドバイザー費 ⑦モニタリング費 ⑧公租公課
共通の条件	①事業期間　17 年 3 か月 （施設整備・開業準備期間 2 年 5 か月、維持管理・運営期間 14 年 10 か月） ②敷地面積　21,505.20 ㎡ ③供給能力　16,000 食／日 ④割引率　　0.814%	
資金調達に関する事項	①国庫補助金 ②起債 学校教育施設等整備事業債 ・起債充当率 90% 償還年数 20 年 ・起債充当率 75% 償還年数 20 年 ③一般財源	①国庫補助金 ②起債 学校教育施設等整備事業債 ・起債充当率 90% 償還年数 20 年 ・起債充当率 75% 償還年数 20 年 ③一般財源 ④資本金 ⑤民間借入（短期借入）
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定	市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定

4. 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業をPFI事業により実施する場合、性能発注とすることにより、必要なサービス水準以上であれば、それを提供する上での手法（仕様）は問わないため、事業者が自ら得意な分野の技術などを最大限活用した提案が可能となり、衛生管理システムに関するノウハウの活用や、ICTを活用した食育支援など質の高い公共サービスを提供することができる。

さらに、PFI方式では施設整備と維持管理・運営を一括で契約することにより、維持管理・運営を考慮した施設整備や早めの開業準備等の着手が可能となり、供用開始時からのスムーズな運営がなされることも期待できる。

5. 総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約9.03%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等を期待することができるため、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価する。